

令和4年6月30日

公益社団法人埼玉県農林公社

(埼玉県農地中間管理機構)

理事長 強 瀬 道 男 様

埼玉県農地中間管理事業評価委員会

会 長 小 倉 和 夫

農地中間管理事業に係る令和3年度の評価について

標記について、評価委員会を開催しましたので、その結果を、別添のとおり通知します。

令和4年度の農地中間管理事業の推進にあたっては、これを踏まえ、適切かつ効果的に実施するよう期待します。

評価委員会結果

1 評 価

令和3年度の借入及び転貸実績は、令和2年度に引き続きコロナウイルスまん延防止の観点から、地域での説明会を中止や延期したこともあり、転貸目標面積を下回ったが、前年度の転貸実績を上回ったことは評価できる。

また、埼玉県での取組の特徴である機構が事業実施主体となつての区画拡大等の農地基盤整備事業についても、今後、整備が予定されている地域の農地集積に事業の活用を促して頂きたい。

2 意 見

- (1) 今後、担い手不足が想定されることから、農外からの企業参入や農家以外の出身者が就農し易い環境作りが必要である。半農半Xについても、他県での取組や転貸の考え方を研究して頂きたい。
- (2) コストをかけて広告活動を行う場合は、放送時期・時間、媒体の種類を検討して、より高い成果に結びつくよう分析等を行い実施して頂きたい。
- (3) 令和4年に成立した農業経営基盤強化促進法等の法改正に伴い、農地中間管理事業による貸借が増加することが見込まれることから、国・県に対し関係機関の協力体制及び人員増加に伴う予算の確保について要望をして頂きたい。
- (4) 地域で取り組んだ優良事例は、人・農地プランの話合いで活用できるよう、県内関係者が共有するなどして横展開していくことが望ましい。
- (5) 担い手の安定的な経営を支援するためにも、使用貸借での貸借について共通事項で貸借と同様な、第三者に対する対抗要件を備えるような研究をして頂きたい。
- (6) 農業関係者だけがこの事業に関わるのではなく、事業完了後の地域の姿を地域住民が共有し、担い手が共生できる環境づくりが必要である。
- (7) 公平性の観点から、相続による所有者の変更や再振込・再請求など特異な手続きを行う場合は、事務経費を徴収することが必要である。
- (8) 遊休農地解消事業を活用し、地権者の負担を軽減して遊休農地を解消することで農地の集約化を進め、新規就農者等への転貸を進めて頂きたい。
- (9) 契約期間満了による再契約について、地権者及び耕作者に通知をするとともに、再度、地域で農地中間管理事業の再推進を実施して頂きたい。